

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 除染土壌の市の公共工事への再利用について（30分）</p> <p>1月31日、坂戸・鶴ヶ島下水道組合議会の研修視察で福島県中浄化センターに伺い、震災復旧、復興状況を見てまいりました。県内の中間貯蔵施設に送られた放射性廃棄物の行き先は決まっていないということでした。家庭からの除染土を仮置きしているというフレコンパックの山を前に言葉を失いましたが、現在、国が除染土を公共工事や農地に使用していく方針には大きな疑問を感じます。市内の除染土を集中管理している担当課には、この問題を理解していただけたらと思います。</p> <p>平成28年3月30日、環境省の「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」が東京電力福島第一原発事故後の除染で出た汚染土に関し、放射性セシウムが8,000ベクレル/kg以下の除染土を「遮蔽および飛散・流出の防止」を行った上で、全国の公共事業で利用可能との方針を出しています。「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく規則では、原子力発電所の解体などによって発生したコンクリートや金属などの再生利用の基準は100ベクレル/kgとなっています。この環境省の方針は、その80倍となります。</p> <p>管理型の処分場でさえ、周辺や地下水の汚染は避けられないのに、ましてや通常の公共事業の構造基盤に使うというのでは、汚染を防ぐことはできません。昨年台風19号の被害も記憶に新しいところですが、降雨、浸食、災害などによる環境中への大量放出も考えられます。大地震が発生すれば、道路の陥没、崩壊などがあちらこちらで発生し、汚染土がむき出しになることもありえると思います。</p> <p>環境省は再生利用を進めるため、除去土壌の処分の基準、規定を設ける改正案を施行する予定でパブリックコメントを実施しました。私たち埼玉県市民ネットワークからも提出しましたが、「説明が不足」「管理基準が不明確」など危険性を危惧する意見を含む2854件もの意見が団体や個人から寄せられたことを受けて、環境省は改正を見送りました。</p> <p>しかし、定めないこととした主旨には「現時点では制定しないこととし、今後の実証事業の成果等も踏まえ、引き続き検討を行う」とあり、再利用への不安は消えたわけではありません。</p> <p>除染土壌の再利用について、市の見解を伺います。</p> <p>(1) 国、県、自治体内での除染土に関する情報収集について (2) 鶴ヶ島市における除染土再利用の見解について (3) 再利用による市民生活への影響について</p>	市長

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>2 新しい公共としての図書館の在り方（30分）</p> <p>昨年12月、市民活動推進センターで図書館を考える会主催の学習会「公共図書館・新しい公共の実現をめざす」に参加しました。</p> <p>市立図書館は、暮らしに潤いをもたらす市民の文化的財産であると同時に、公共図書館として基本的人権のひとつとして知る自由をもつ市民に、資料と施設を提供することを最も重要な任務であることを改めて理解いたしました。</p> <p>図書研究者が指定管理者図書館の5年以上の貸し出し点数の推移を調査したところ、2～3年で貸出率が下がり5年以上になると20～30%以上も大幅に減少し、住民の図書館離れが始まっているとの指摘がありました。1月の政策説明会で市立図書館の運営について報告がありましたが、鶴ヶ島市も同様の曲線をたどっています。</p> <p>窓口業務の委託を3年、指定管理へと移行し4年、計7年が経過しました。指定管理前の平成27年度に鶴ヶ島市立図書館基本構想を策定しています。1番の課題が利用人数の減少でした。そして、本来の使命である郷土資料整備について成果は出ているのでしょうか。</p> <p>図書館の利用低下は、人口減少やインターネットの普及による影響が大きいとは言え、「住民の図書館離れ」という視点を担当課はお持ちだったのででしょうか。</p> <p>指定管理者のモニタリング結果を踏まえ、新しい公共としての図書館の在り方についてお考えを伺います。</p> <p>（1）市立図書館の指定管理者制度による運営について</p> <p>ア 運営の現状は。</p> <p>イ モニタリング結果は。</p> <p>（2）指定管理にあたっての仕様について</p> <p>ア 書誌データ MARC の選択は。</p> <p>イ 図書納入業者の選択は。</p> <p>（3）鶴ヶ島市立図書館基本構想について</p> <p>ア 6つの基本目標の成果は。</p> <p>イ 令和2年度改定に向けての課題と対策は。</p>	<p>市長 教育委員会委員長</p>